残余麻薬届(法第36条)

1 内容

麻薬診療施設の廃止、移転、譲渡、開設者の変更(個人から個人、個人から 法人等)、麻薬の取扱いをやめたとき(麻薬診療施設に麻薬施用者が1人もい なくなったとき)などに該当した場合は、15日以内に現に所有する麻薬の品 名・数量を届け出なければなりません。

手続きについてわからないときは、薬務課(Tel.電話 0952 - 25 - 7082) までお問い合わせください。

麻薬を所有していない場合でも、「在庫なし」として必ず届け出てください。

2 提出書類、部数

残余麻薬届 2部

※ 控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

なし

4 提出時期

事由が発生してから 15 日以内

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

残余麻薬がある場合は、「残余麻薬譲渡届」により、届出事由の発生した日から50日以内に譲り渡すか、あらかじめ「麻薬廃棄届」を提出し、麻薬取締員等の立会の下で廃棄してください。